

## 燕市介護保険運営協議会（第1回）次第

令和4年8月18日（木）午後1時30分～  
燕市役所 つばめホール

### 1. 開 会

### 2. 挨拶

### 3. 議 題

(1) 令和3年度介護保険事業特別会計決算見込みについて  
(資料1-1、1-2)

(2) 地域包括支援センターの事業計画について (資料2-1～2-5)

(3) 燕市総合事業サービスコード表の変更について (資料3)

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免について  
(資料4)

(5) その他 (資料5)

### 4. 閉 会

## 令和3年度 燕市介護保険事業特別会計決算(見込み)

(単位:円)

款項	目	歳入						款項	目	歳出					
		令和2年度		令和3年度(見込み)		比較				令和2年度		令和3年度(見込み)		比較	
		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率			決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
01	保険料	1,836,641,800	20.9	1,841,856,600	20.9	5,214,800	0.3	01	総務費	162,467,534	1.9	148,921,700	1.8	▲13,545,834	▲8.3
	01 介護保険料	1,836,641,800	20.9	1,841,856,600	20.9	5,214,800	0.3		01 総務管理費	112,901,466	1.3	99,140,056	1.2	▲13,761,410	▲12.2
	01 第1号被保険者保険料	1,836,641,800	20.9	1,841,856,600	20.9	5,214,800	0.3		01 一般管理費	112,901,466	1.3	99,140,056	1.2	▲13,761,410	▲12.2
02	分担金及び負担金	1,558,000	0.0	1,478,000	0.0	▲80,000	▲5.1	02	徴収費	3,896,613	0.1	3,893,133	0.1	▲3,480	▲0.1
	01 負担金	1,558,000	0.0	1,478,000	0.0	▲80,000	▲5.1		01 賦課徴収費	3,896,613	0.1	3,893,133	0.1	▲3,480	▲0.1
	01 認定審査会共同設置負担金	1,558,000	0.0	1,478,000	0.0	▲80,000	▲5.1	03	介護認定審査会費	44,618,635	0.5	45,108,149	0.5	489,514	1.1
03	使用料及び手数料	214,300	0.0	215,400	0.0	1,100	0.5		01 介護認定審査会共同事務費	11,202,159	0.1	10,740,083	0.1	▲462,076	▲4.1
	01 手数料	214,300	0.0	215,400	0.0	1,100	0.5		02 認定調査等費	33,416,476	0.4	34,368,066	0.4	951,590	2.8
	01 督促手数料	214,300	0.0	215,400	0.0	1,100	0.5	04	運営協議会費	372,000	0.0	191,000	0.0	▲181,000	▲48.7
04	国庫支出金	1,951,067,775	22.1	1,957,463,199	22.3	6,395,424	0.3		01 運営協議会費	372,000	0.0	191,000	0.0	▲181,000	▲48.7
	01 国庫負担金	1,423,004,855	16.2	1,441,659,084	16.4	18,654,229	1.3	05	介護人材確保育成事業費	678,820	0.0	589,362	0.0	▲89,458	▲13.2
	01 介護給付費負担金	1,423,004,855	16.2	1,441,659,084	16.4	18,654,229	1.3		01 介護人材確保育成事業費	678,820	0.0	589,362	0.0	▲89,458	▲13.2
	02 国庫補助金	528,062,920	5.9	515,804,115	5.9	▲12,258,805	▲2.3	02	保険給付費	7,992,758,779	92.2	8,036,320,920	93.5	43,562,141	0.5
	01 調整交付金	360,214,000	4.1	351,607,000	4.0	▲8,607,000	▲2.4		01 介護サービス等諸費	7,358,459,937	85.0	7,433,019,891	86.5	74,559,954	1.0
	02 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	48,084,600	0.5	48,690,600	0.6	606,000	1.3		01 居宅介護サービス給付費	2,501,494,314	28.9	2,476,357,097	28.8	▲25,137,217	▲1.0
	03 地域支援事業交付金(包括的支援・任意事業)	77,628,320	0.9	78,439,515	0.9	811,195	1.0		02 特例居宅介護サービス給付費	0	0.0	0	0.0	0	
	04 保険者機能強化推進交付金	17,378,000	0.2	17,222,000	0.2	▲156,000	▲0.9		03 地域密着型介護サービス給付費	1,430,756,885	16.5	1,472,371,915	17.1	41,615,030	2.9
	05 介護保険保険者努力支援交付金	17,809,000	0.2	17,513,000	0.2	▲296,000	▲1.7		04 特例地域密着型介護サービス給付費	0	0.0	0	0.0	0	
	06 介護保険事業費補助金	3,355,000	0.0	1,440,000	0.0	▲1,915,000	▲57.1		05 施設介護サービス給付費	3,073,560,914	35.5	3,144,156,077	36.6	70,595,163	2.3
	07 介護保険災害臨時特例補助金	3,594,000	0.0	892,000	0.0	▲2,702,000	▲75.2		06 特例施設介護サービス給付費	0	0.0	0	0.0	0	
05	支払基金交付金	2,225,172,422	25.3	2,227,561,000	25.3	2,388,578	0.1		07 居宅介護福祉用具購入費	8,172,009	0.1	6,681,675	0.1	▲1,490,334	▲18.2
	01 支払基金交付金	2,225,172,422	25.3	2,227,561,000	25.3	2,388,578	0.1		08 居宅介護住宅改修費	18,182,814	0.2	13,641,442	0.2	▲4,541,372	▲25.0
	01 介護給付費交付金	2,178,781,422	24.8	2,180,702,000	24.8	1,920,578	0.1		09 居宅介護サービス計画給付費	326,293,001	3.8	319,811,685	3.7	▲6,481,316	▲2.0
	02 地域支援事業支援交付金	46,391,000	0.5	46,859,000	0.5	468,000	1.0		10 特例居宅介護サービス計画給付費	0	0.0	0	0.0	0	
06	県支出金	1,210,773,344	13.8	1,262,684,586	14.3	51,911,242	4.3	02	介護予防サービス等諸費	123,517,557	1.4	130,732,342	1.5	7,214,785	5.8
	01 県負担金	1,146,785,684	13.0	1,197,432,579	13.6	50,646,895	4.4		01 介護予防サービス給付費	70,639,857	0.8	77,893,178	0.9	7,253,321	10.3
	01 介護給付費負担金	1,146,785,684	13.0	1,197,432,579	13.6	50,646,895	4.4		02 特例介護予防サービス給付費	0	0.0	0	0.0	0	
	02 県補助金	63,987,660	0.7	65,252,007	0.7	1,264,347	2.0		03 地域密着型介護予防サービス給付費	21,555,142	0.3	20,376,071	0.2	▲1,179,071	▲5.5
	01 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	25,173,500	0.3	26,032,250	0.3	858,750	3.4		04 特例地域密着型介護予防サービス給付費	0	0.0	0	0.0	0	
	02 地域支援事業交付金(包括的支援・任意事業)	38,814,160	0.4	39,219,757	0.4	405,597	1.0		05 介護予防福祉用具購入費	2,006,961	0.0	1,684,251	0.0	▲322,710	▲16.1
07	財産収入	71,624	0.0	14,039	0.0	▲57,585	▲80.4		06 介護予防住宅改修費	9,164,307	0.1	7,125,117	0.1	▲2,039,190	▲22.3
	01 財産運用収入	71,624	0.0	14,039	0.0	▲57,585	▲80.4		07 介護予防サービス計画給付費	20,151,290	0.2	23,653,725	0.3	3,502,435	17.4
	01 利子及び配当金	71,624	0.0	14,039	0.0	▲57,585	▲80.4		08 特例介護予防サービス計画給付費	0	0.0	0	0.0	0	
08	繰入金	1,405,906,340	16.0	1,388,176,604	15.7	▲17,729,736	▲1.3	03	その他諸費	3,936,160	0.0	3,940,320	0.0	4,160	0.1
	01 一般会計繰入金	1,295,033,340	14.7	1,290,869,604	14.6	▲4,163,736	▲0.3		01 審査支払手数料	3,936,160	0.0	3,940,320	0.0	4,160	0.1
	01 介護給付費繰入金	998,891,313	11.4	1,004,311,079	11.4	5,419,766	1		04 高額介護サービス等費	168,446,581	1.9	167,876,188	2.0	▲570,393	▲0.3
	02 地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)	20,258,996	0.2	21,045,976	0.2	786,980	4		01 高額介護サービス費	168,410,463	1.9	167,876,188	2.0	▲534,275	▲0.3
	03 地域支援事業繰入金(包括的支援・任意事業)	37,950,163	0.4	37,420,415	0.4	▲529,748	▲1		02 高額介護予防サービス費	36,118	0.0	0	0.0	▲36,118	皆減
	04 職員給与費繰入金	81,855,347	0.9	74,798,863	0.9	▲7,056,484	▲9		05 高額医療合算介護サービス等費	18,556,123	0.2	18,566,841	0.2	10,718	0.1
	05 事務費繰入金	56,901,664	0.7	54,016,174	0.6	▲2,885,490	▲5		01 高額医療合算介護サービス費	18,556,123	0.2	18,566,841	0.2	10,718	0.1
	06 介護認定審査会共同事務費繰入金	18,593,857	0.2	16,971,697	0.2	▲1,622,160	▲9		02 高額医療合算介護予防サービス費	0	0.0	0	0.0	0	
	07 低所得者保険料軽減繰入金	80,582,000	0.9	82,305,400	0.9	1,723,400	2		06 特定入所者介護サービス等費	319,842,421	3.7	282,185,338	3.3	▲37,657,083	▲11.8
	02 基金繰入金	110,873,000	1.3	97,307,000	1.1	▲13,566,000	▲12		01 特定入所者介護サービス費	319,801,252	3.7	281,912,935	3.3	▲37,888,317	▲11.8
	1 介護給付費準備基金繰入金	110,873,000	1.3	97,307,000	1.1	▲13,566,000	▲12		02 特例特定入所者介護サービス費	0	0.0	0	0.0	0	
09	繰越金	169,541,615	1.9	135,174,296	1.5	▲34,367,319	▲20		03 特定入所者介護予防サービス費	41,169	0.0	272,403	0.0	231,234	561.7
	01 繰越金	169,541,615	1.9	135,174,296	1.5	▲34,367,319	▲20		04 特例特定入所者介護予防サービス費	0	0.0	0	0.0	0	
10	諸収入	2,744,504	0.0	2,698,125	0.0	▲46,379	▲2	03	財政安定化基金拠出金	0	0.0	0	0.0	0	
	01 延滞金加算金及び過料	1,074,200	0.0	824,620	0.0	▲249,580	▲23		01 財政安定化基金拠出金	0	0.0	0	0.0	0	
	01 第1号被保険者延滞金	1,074,200	0.0	824,620	0.0	▲249,580	▲23		01 財政安定化基金拠出金	0	0.0	0	0.0	0	
	02 雑入	1,670,304	0.0	1,873,505	0.0	203,201	12.2	04	地域支援事業費	359,167,872	4.1	362,705,941	4.1	3,538,069	1.0
	01 第三者納付金	1,628,272	0.0	1,832,284	0.0	204,012	12.5		01 介護予防・生活支援サービス事業費	149,975,135	1.7	157,237,870	1.8	7,262,735	4.8
	02 返納金	0	0.0	0	0.0	0			01 介護予防・生活支援サービス事業費	132,085,995	1.5	139,672,481	1.6	7,586,486	5.7
	03 雑入	42,032	0.0	41,221	0.0	▲811	▲2		02 介護予防ケアマネジメント事業費	17,889,140	0.2	17,565,389	0.2	▲323,751	▲1.8
	【歳入合計】	8,803,691,724	100.0	8,817,321,849	100.0	13,630,125	0.2		02 一般介護予防事業費	11,637,392	0.1	10,666,023	0.1	▲971,369	▲8.3
									01 一般介護予防事業費	11,637,392	0.1	10,666,023	0.1	▲971,369	▲8.3
									03 包括的支援事業・任意事業費	197,143,705	2.3	194,391,768	2.2	▲2,751,937	▲1.4
									01 包括的支援事業費	158,334,049	1.8	157,449,482	1.8	▲884,567	▲0.6
									02 任意事業費	38,809,656	0.5	36,942,286	0.4	▲1,867,370	▲4.8
									04 その他諸費	411,640	0.0	410,280	0.0	▲1,360	▲0.3
									01 審査支払手数料	411,640	0.0	410,280	0.0	▲1,360	▲0.3
									05 基金積立金	74,903,624	0.9	27,979,039	0.3	▲46,924,585	▲62.6
									01 基金積立金	74,903,624	0.9	27,979,039	0.3	▲46,924,585	▲62.6
									01 介護給付費準備基金積立金	74,903,624	0.9	27,979,039	0.3	▲46,924,585	▲62.6
									06 諸支支出金	79,219,619	0.9	29,059,184	0.3	▲50,160,435	▲63.3
									01 償還金及び還付加算金	78,694,636	0.9	28,725,326	0.3	▲49,969,310	▲63.5
									01 第1号被保険者保険料還付金	2,421,300	0.0	1,769,600	0.0	▲651,700	▲26.9
									02 過年度支出金	76,259,736	0.9	26,951,526	0.3	▲49,308	

令和 3 年度

介護保険事業特別会計  
決算(見込み)の概要

## ○ 介護保険事業特別会計

### (1) 歳入

(単位:円)

区 分	決 算 額				
	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率%	構成比%
1 保 険 料	1,841,856,600	1,836,641,800	5,214,800	0.3	20.9
2 分担金及び負担金	1,478,000	1,558,000	△ 80,000	△ 5.1	0.0
3 使用料及び手数料	215,400	214,300	1,100	0.5	0.0
4 国庫支出金	1,957,463,199	1,951,067,775	6,395,424	0.3	22.2
5 支払基金交付金	2,227,561,000	2,225,172,422	2,388,578	0.1	25.4
6 県支出金	1,262,684,586	1,210,773,344	51,911,242	4.3	14.3
7 財産収入	14,039	71,624	△ 57,585	△ 80.4	0.0
8 繰入金	1,388,176,604	1,405,906,340	△ 17,729,736	△ 1.3	15.7
9 繰越金	135,174,296	169,541,615	△ 34,367,319	△ 20.3	1.5
10 諸収入	2,698,125	2,744,504	△ 46,379	△ 1.7	0.0
歳入合計	8,817,321,849	8,803,691,724	13,630,125	0.2	100.0

歳入全体としては、保険料収入や保険給付費の増加に伴う関係財源増加により、令和2年度と比較して0.2% (1,363万円)の増となっています。

主な款別の内容は以下のとおりです。

◆保険料

納入義務者数が前年に比べ123人(0.5%)増加したことにより、0.3%(521万5千円)の増となっています。

◆国庫支出金

国庫負担金について、介護給付費負担金の概算交付額が1,865万4千円増となっています。国庫補助金については、調整交付金が860万7千円減となるなど、補助金全体で1,225万9千円の減となっていますが、国庫支出金全体では0.3%(639万5千円)の増となっています。

◆支払基金交付金

介護給付費の増加に伴い、介護給付費交付金が1,634万8千円増となりました。令和3年度は過年度収入が1,442万7千円皆減のため、全体では0.1%(238万9千円)の増となっています。

◆県支出金

県負担金については介護給付費負担金の概算交付額が2,449万9千円増加し、更に過年度収入の2,614万8千円が交付となったため、全体で4.3%(5,191万1千円)の増となっています。

◆繰入金

介護給付費の増加に伴う介護給付費繰入金が542万円の増となっていますが、職員給与費繰入金が705万6千円、介護給付費準備基金繰入金が1,356万6千円それぞれ減となり、全体として1.3%(1,773万円)の減となっています。

## (2) 歳出

(単位:円)

区 分	決 算 額				
	令和3年度	令和2年度	増 減 額	増減率%	構成比%
1 総 務 費	148,921,700	162,467,534	△ 13,545,834	△ 8.3	1.7
2 保 険 給 付 費	8,036,320,920	7,992,758,779	43,562,141	0.5	93.4
3 財政安定化基金拠出金	0	0	0	0.0	0.0
4 地 域 支 援 事 業 費	362,705,941	359,167,872	3,538,069	1.0	4.2
5 基 金 積 立 金	27,979,039	74,903,624	△ 46,924,585	△ 62.6	0.3
6 諸 支 出 金	29,059,184	79,219,619	△ 50,160,435	△ 63.3	0.4
7 予 備 費	0	0	0	0.0	0.0
歳出合計	8,604,986,784	8,668,517,428	△ 63,530,644	△ 0.7	100.0

歳出全体としては、保険給付費及び地域支援事業費は増加しましたが、総務費や基金積立金、諸支出金の減額により、令和2年度と比較して0.7% (6,353万1千円) の減となっています。

主な款別の内容は以下のとおりです。

## ◆保険給付費

令和3年度の介護保険制度改正による支給要件や限度額の変更により、特定入所者介護サービス等費が3,765万7千円減となっております。しかし、介護報酬改定や受給者数の増加等により、介護サービス等諸費は7,456万円、介護予防サービス等諸費は721万5千円それぞれ増となり、保険給付費全体で0.5% (4,356万2千円) の増となっています。

## ◆基金積立金

介護報酬改定による保険給付費の増加に備え、余剰金は積み立てず、過年度収入と利子のみ積み立てを行ったため、62.6% (4,692万5千円) の減となっています。

## ◆諸支出金

令和2年度に交付を受けた国県支出金及び支払基金について、実績額の確定額により支払基金交付金返還額が430万4千円増となりましたが、国庫支出金返還金が4,731万1千円、県支出金返還金が630万1千円それぞれ減となったことにより、全体として63.3% (5,016万円) の減となっています。

## (3) 積立基金

(単位:千円)

基 金	令和2年度末 現在高	決 算 年 度 中		令和3年度末 現在高
		積 立 額	取 崩 額	
介護保険事業給付 準備基金	921,642	27,979	97,307	852,314

予算科目	3-1-7-1(一般会計) 成年後見制度利用支援事業(地域生活支援事業) 4-3-2-1(介護特会) 成年後見制度利用支援事業(任意事業費)			
総合計画	戦 略	2. 活動人口増戦略	基本方針	(2) 支え合い・助け合い活動の活発化
	施 策	① 支え合いの地域福祉		

(単位:円)

予算現額 ①	決算額(支出済額)②	翌年度繰越額③	不用額①-②-③	執行率②/①
5,038,000	2,274,000	0	2,764,000	45.14%
5,372,000	3,323,000	0	2,049,000	61.86%
特定財源合計	(特定財源内訳)			
2,771,782	障害:地域生活支援事業(国)	568,500	高齢:地域支援事業交付金(国)	1,279,355
	障害:地域生活支援事業(県)	284,250	高齢:地域支援事業交付金(県)	639,677

※上記の事業費は、成年後見制度利用支援事業に係る費用の合計であるので、地域生活支援事業、任意事業費の予算額とは一致しません。

### 主要な施策(事務事業)の実績等の概要

成年後見制度とは認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。これら成年後見制度を利用する場合に必要な費用を助成することで、制度の利用促進を図りました。

#### <事業の内容>

##### (1) 市長による成年後見申立

認知症などにより判断能力が不十分な方で、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない方について、市長が代わって申立手続きを行います。

##### (2) 成年後見人等の申立手続き費用助成

配偶者、4親等以内親族で費用を理由に成年後見制度を利用できない人へ申立費用の助成します。

令和3年度から市長申立て以外の親族申立ても費用助成の対象にしましたが、申請はありませんでした。

##### (3) 成年後見人等に支払う報酬の助成

成年後見制度利用者が負担する成年後見人等への報酬費用について助成します。

在宅生活者:28,000円/月、施設入所者:18,000円/月

#### <実施状況>

	障がい者		高齢者	
	R3	(R2)	R3	(R2)
市長による成年後見申立	0	0	6	4
成年後見人等の申立手続き費用助成	0	-	0	-
成年後見人等に支払う報酬の助成	9 (在宅8、施設1)	8 (在宅7、施設1)	15 (在宅3、施設12)	19 (在宅7、施設12)

予算科目	4-2-1-4 自立支援ケアプラン研修会 (介護特会) (地域リハビリテーション活動支援事業)		
総合計画	戦略	2.活動人口増戦略	基本方針 (2) 支え合い・助け合いの活発化
	施策	①支え合いの地域福祉	

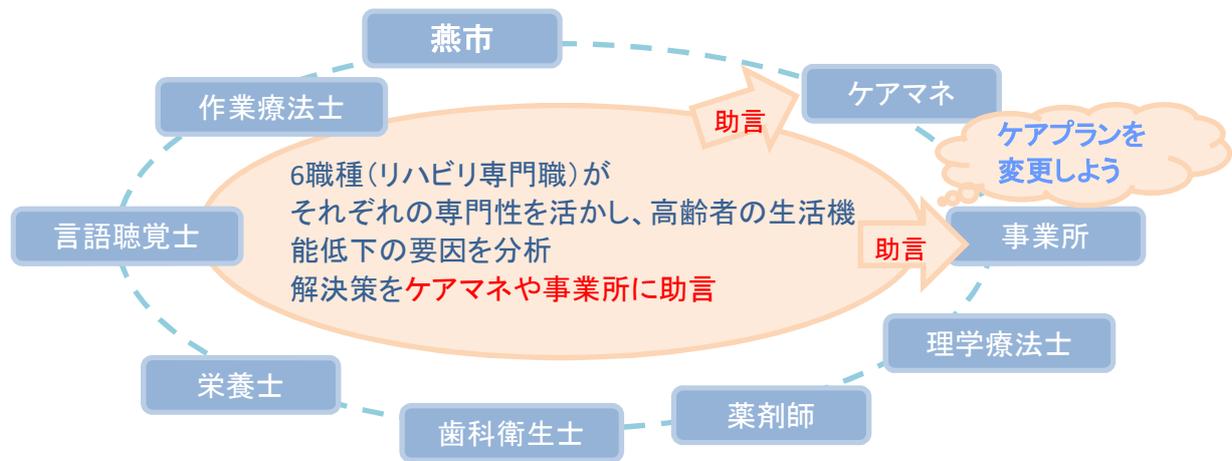
(単位:円)

予算現額 ①	決算額(支出済額)②	翌年度繰越額③	不用額①-②-③	執行率②/①
119,000	68,280	0	50,720	57.38%
特定財源合計	(特定財源内訳)			
52,576	地域支援事業交付金(国)	17,070	地域支援事業繰入金	8,535
	地域支援事業交付金(県)	8,535	地域支援事業支援交付金(支払基金)	18,436

### 主要な施策(事務事業)の実績等の概要

高齢者の希望や生活行為の課題等を踏まえ、自立支援に資するケアプランを作成できるよう、リハビリ専門職より効果的な助言をもらうことができました。  
地域に不足する資源や解決すべき課題の抽出までにはまだ至っていませんが、個別ケースを通してリハビリ専門の6職種からの助言により、高齢者の自立支援に資するケアプラン作成のための視点を取得することができました。

### 自立支援ケアプラン研修会



#### 【令和3年度実施状況】

開催日	参加者数	検討したケースの概要
6月10日	32人	①夫の他界により栄養、歩行の状態が低下。健康状態の改善や役割を再獲得したい。
		②後遺症により下肢の麻痺あり、転倒しないで花の世話をしながら生活したい。
12月10日	33人	①骨折や糖尿病の悪化があるが、今まで住んでいた県外の長男宅に行きたい。
		②コロナ禍により体力と気力が低下したが、以前のような元気を取り戻したい。

予算科目	4-1-1-1 通所型サービス事業【通所型サービスC】 (介護特会) (介護予防・生活支援サービス事業費)		
総合計画	戦略	2. 活動人口増戦略	基本方針 (2) 支え合い・助け合い活動の活発化
	施策	① 支え合いの地域福祉	

(単位:円)

予算現額 ①	決算額(支出済額)②	翌年度繰越額③	不用額①-②-③	執行率②/①
11,880,000	4,198,510	0	7,681,490	35.34%
特定財源合計	(特定財源内訳)			
3,232,493	地域支援事業交付金(国)	1,049,267	地域支援事業繰入金	524,814
	地域支援事業交付金(県)	524,814	地域支援事業支援交付金(支払基金)	1,133,598

※上記の事業費は、通所型サービスCに係る費用の合計であるので、介護予防・生活支援サービス事業費の予算額とは一致しません。

### 主要な施策(事務事業)の実績等の概要

介護保険法に定められている地域支援事業であり、65歳以上の高齢者に対して要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業です。  
 これまでは年間3クールの間を設定して事業を実施していましたが、クールの途中で参加希望者がいても対応できなかったため、令和3年度から通年開催で随時参加可能な方法に変更し、必要な人が必要な時に利用できるようにしました。

#### <事業の内容>

- 期間・回数: 週1回で全18回
- 会場: 市内4つの介護保険事業所に委託  
(ときわ燕、わんだふるADAY、分水健康福祉プラザ、介護老人保健施設ぶんすい)
- 従事者: 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護職・介護職・歯科衛生士等
- プログラム内容
  - ① 運動器の機能向上プログラム
  - ② 口腔器の機能向上プログラム  
(基本チェックリストで口腔機能低下の人)
  - ③ 栄養改善プログラム
- 送迎: 送迎を希望される方の送迎



#### <参加状況>

年間利用者数: 実52人、延603人  
(R2年度: 実44人、延561人)

#### <委託方法の変更>

- R2 年間3クールの教室開催に要する人件費・事業費・事務費をまとめて支払う委託契約
- R3 教室1回参加者1人当たり6,000円、送迎片道470円など、単価を設定し実績に応じて支払う委託契約

介護保険運営協議会（地域包括支援センター運営協議会）

R4年度

	3月			4月			5月			6月			7月			8月			9~10月			11月			12月			1月			2月			3月					
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下			
包括事業計画																																							
作成	→			4/11まで																																	→		
内容共有協議				● 4/14 管理者等会議																																			
中間評価																			→			● 提出																	
最終評価																									→														
介護保険運営協議会																																							
案内送付													●															●											
資料送付																●															●								
会議																●			8/18 運協① 事業計画確認															●			2/9 運協① 事業計画確認		

【PDCAサイクルへの取り組み】

運協①：4包括から提出してもらった事業計画（P）を会議資料として提示し、委員より確認いただく。

運協②：12月頃までの実施状況（進捗状況）（D）を行う。4包括分をまとめた資料（C）を会議資料とし委員より確認いただく。

・令和5年度事業計画を作成する際に運協②での意見をもとに計画を立てる（A）。

・中間評価は9月末時点での上半期における評価を行う。

## 令和4年度 燕市地域包括支援センターおおまがり事業計画

高齢者の方が、いつまでも住み慣れた地域で「自分らしい生活」を送ることができるよう支援します。地域にある様々な資源（保健・医療・福祉・権利擁護システム）などを活用し、多面的な支援を行える地域における総合相談窓口として、燕市地域包括支援センター業務方針に基づき、以下の事業を実施します。

### <最重点目標>

#### 1 圏域内でフレイル予防・介護予防の気運を高められるよう、住民に対して圏域内のフレイル予防、介護予防につながる活動や住民の声を発信する方法について関係機関と検討し、実施します。

（目標に定めた経緯）

2019年1月の地域ケア会議から目指す地域の一つの姿として「フレイル予防について一人一人考え取り組める」を掲げ、介護予防に携わる関係機関と情報交換、連携についての検討を行い、燕市総合事業短期集中型通所サービス（健康教室）を切り口に介護予防の推進に取り組んできた。

そのような取り組みを進めるなかで、燕市総合事業短期集中型通所サービス（健康教室）終了後に活動機会の増加や継続につながっていない人が多いことがわかり、社会参加の選択肢が限られているのではないかと考えた。

このことから、地域住民に対してフレイル予防に関する意見を聞き取る機会をつくり、その声を関係機関に届けていきたい。

#### 2 センターを広く知ってもらうために、高齢者の暮らしの無料相談所としての機能を積極的にPRします。

（目標に定めた経緯）

昨年度の地域ケア会議から相談方法や窓口の周知の必要性があることが明らかになった。また、新型コロナウイルスの影響で今まで行っていたお気軽出前講座などのアウトリーチができなくなっている現状からも、新たなPR方法としての検討が必要であると考えた。また、これまでの高齢者のみでなく、介護離職という社会問題も踏まえ、幅広い世代を対象として周知していきたい。

## ＜重点目標＞

### 包括的支援事業

#### 【総合相談支援業務】

- 地域の高齢者等に関する様々な相談に対応し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関又は制度の利用につなぐとともに、専門的・継続的な支援のために必要となるネットワーク構築や実態把握を行います。
- 介護保険サービスのほか、地域における多様な実施主体のサービスを含む社会資源を把握し、相談者へ適切な情報提供を行います。
- 地域住民が気軽に相談ができ、適切な保健・医療・福祉サービス等につなげるワンストップサービスの拠点としての機能を果たします。

#### 【権利擁護業務】

- 高齢者の方が尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるように、行政・各機関・多職種と連携して権利侵害の早期発見と救済、権利侵害防止のためネットワークを強化します。また専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のために必要な支援を行います。
- 認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、医療・介護及び生活支援など連携したネットワークを形成し、認知症の人やそのご家族への支援を行います。

#### 【包括的継続的ケアマネジメント業務】

- 圏域内の高齢者を支援する介護支援専門員・主治医・地域の関係機関、在宅・施設の連携を深め、地域における協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行います。

#### 【介護予防ケアマネジメント業務】

- 地域住民一人一人が、自身の健康の増進や介護予防についての意識を持って、主体的に取り組むことができるように支援します。
- フレイル予防について関係機関と協働して、地域住民に啓発します。

## ＜具体的取り組み＞

### 包括的支援事業

#### 【総合相談支援業務】

- 『暮らしの無料相談所』としての地域包括支援センターの周知を積極的に行います。個人商店、店舗、銀行、郵便局などにチラシ、ポスターなどを郵送して周知や啓発を行います。
- 地域の様々な関係者から相談があった場合には、地域の高齢者の心身の状況や生活実態等を把握することで、顕在化していない地域のニーズや課題を明らかにして、早期に対応できるように努めます。
- 独居、高齢者世帯の緊急連絡先が把握されていない高齢者を中心に実態把握を行います。  
今年度も引き続き、実態把握時に基本チェックリストを行い、地域の現状把握に努めます。
- 健康状態不明者の訪問は、市役所から該当者のリストが送られてきた場合には、実態把握を行って状態を把握します。
- 総合相談を受けて対応する際は、地域課題の種となるような視点をもって対応していきます。必要に応じて圏域会議で検討し、課題の解決を図っていきます。
- 普段から避難行動要支援者名簿をもとに、地域の関係者と避難行動要支援者についての情報共有を行います。

#### 【権利擁護業務】

- 高齢者虐待の早期発見・早期対応を行うため、広報誌や様々な会議等の機会を通じ市民、民生委員、介護サービス提供事業者等に虐待防止の普及啓発活動を行います。
- 消費者被害に関する相談、支援を関係機関と行うとともに、未然防止に向け、高齢者だけでなく、市民に周知、啓発を行います。
- 新型コロナウイルス感染症の感染予防を考慮した認知症サポーター養成講座の在り方を考え、開催します。
- 初期集中支援チームの新規ケースを年度目標3件が達成できるように、地域への広報活動、居宅介護支援専門員へ周知を行います。
- 認知症地域支援推進員と連携しながら、チームオレンジの立ち上げに向けた活動に協力します。

#### 【包括的継続的ケアマネジメント業務】

- 介護支援専門員が援助において困難を抱えた時に相談を受けてサポートし、必要に応じて地域ケア個別会議を開催します。
- 介護支援専門員が相談しやすい体制づくりを目指し、居宅介護支援事業所からの意見聴取などを行います。
- コロナ禍においても、多様な開催方法で、おおまがり圏域の住民や関係機関の方々と地域ケア個別会議、おおまがり圏域地域ケア会議などを通じて「地域の課題」を共有します。

- 多様な社会資源、住民の方々と協働体制を構築し「地域の課題」に対応します。
- 介護支援専門員等の実践力の向上に向けて、燕市ケアプラン点検事業へ参画します。
- 介護支援専門員同士のネットワークを構築できるよう、感染状況を踏まえた多様な方法で会議を開催します。介護支援専門員が抱える課題や地域の課題を共有し、介護支援専門員としての取り組みを支援します。あわせて介護支援専門等からの相談を整理します。

#### **【介護予防ケアマネジメント業務】**

- 事業対象者や要支援者の状況にあったサービスが提供されるよう、介護予防ケアマネジメントサービス計画書を作成します。
- 本人やご家族と話し合い、本人の生きがいや本人らしさを大切にして、いきいきと生活できるよう働きかけます。
- 関係者（燕市総合事業短期集中型通所サービス（健康教室）終了者、保健推進委員、食生活改善推進委員等）に対して、フレイル予防に関する意見を聞き取る機会を作り、その声を関係機関に届けます。
- 関係機関（医療・福祉関係者）と介護予防の取り組みを共有する機会を作ります。

## 令和4年度 燕市地域包括支援センターおおまがり 年間事業計画

	包括主催の会議・研修等	随時参加の会議等
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新体制ポスター</li> <li>・チラシを各所に郵送または持参</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燕市地域支援事業全体会</li> <li>・燕市介護支援専門員情報交換会</li> <li>・燕市地域ケア推進会議 年2回</li> <li>・燕市認知症支援部会</li> <li>・燕市在宅医療介護連携推進部会</li> <li>・燕市総合事業部会</li> <li>・燕市地域包括支援センター管理者等会議</li> <li>・ // 主任介護支援専門員部会</li> <li>・ // 社会福祉士部会</li> <li>・ // 保健師・看護師部会</li> <li>・ // 地域ケア会議部会</li> <li>・ // 認知症初期集中支援チーム員会議</li> <li>・燕第2、3地区民生児童委員協議会定例会</li> <li>・けんおう入退院連携協議会</li> <li>・ふれあいステーション白山町運営推進会議</li> <li>・游生の町運営推進会議</li> <li>・ひなたぼっこ運営推進会議</li> <li>・生活困窮者支援調整会議</li> <li>・生活支援ハウス分水こでまり入居判定会議</li> <li>・白ふじの里入所判定会議</li> </ul>
5月		
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員の情報交換会</li> </ul>	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おおまがり圏域地域ケア会議</li> </ul>	
8月		
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別地域ケア会議</li> </ul>	
10月		
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の人への声掛け・搜索訓練</li> <li>・個別地域ケア会議</li> </ul>	
12月		
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おおまがり圏域地域ケア会議</li> </ul>	
2月		
3月		

## 令和4年度 燕市地域包括支援センターさわたり 事業計画

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、介護支援専門員が相互に情報を共有し、各々の専門性を発揮しながら、高齢者が暮らしやすい地域づくりを目指します。そのために、地域包括支援センターがワンストップの相談窓口として柔軟に機能するよう、燕市地域包括支援センター事業実施方針に基づき以下の事業を実施します。

### <最重点目標>

圏域内でのゴミ出しに関する相談を集約し、地域住民や専門職と一緒に解決策や新しい地域の仕組みづくりを検討し、提案していきます。

### (目標に定めた経緯)

昨年度はゴミ出しに関する相談が多く寄せられた。介護保険サービスで解決できないことも多くあり、介護保険に頼らない多様な支援が必要だと考え、地域ケア会議で検討した。自分自身でゴミ出しができるように工夫すること、専門職は自立支援に向けた働きかけが必要であることを共有した。また、自治会同士の協力や柔軟に対応できるルールづくりが、ゴミ出し支援につながっていくと考えられた。

今年度もゴミ出しに関する相談を積み重ねながら、地域づくりについて考え、新たな仕組みづくりの必要性についても再度検討していきたい。

### ○重点目標

#### 【総合相談支援業務】

包括支援センターの専門性を活かしたチームアプローチで、多職種と連携して適切な機関や制度、サービスにつなげるよう支援します。

#### 【権利擁護業務】

住み慣れた地域で、高齢者が尊厳を持って生活ができるよう関係機関と連携を図り支援します。

#### 【包括的・継続的ケアマネジメント支援業務】

地域のネットワークを強化し、把握した地域の問題についてさわたり圏域地域ケア会議で共有し、解決のための取り組みにつなげます。

#### 【介護予防ケアマネジメント業務】

介護予防の目的を再認識し、高齢者自身が主体的に取り組みながら、可能性を最大限に引き出せるように支援を行います。

## ○具体的な取り組み

### 包括的支援事業

#### 【総合相談支援業務】

- 住民や関係機関等からの相談に担当者が不在であっても継続的に対応できるよう、センター内で情報共有を行います。
- コロナ禍で地域活動が制限されていることから、郵送やメール、電話連絡などのさまざまな方法を用いて自治会長や民生委員、関係機関と相談体制を強化します。
- 自治会長や民生委員と情報交換を行い、地域の社会資源と地域課題の把握につなげていきます。
- 経済的問題、複合問題世帯、介護離職などの問題解決に向けて、必要な制度や適切な機関につなげていきます。
- 医療に関わる相談に対し、医療機関や地区担当の保健師などと連携を図り、問題解決に向けて取り組みます。

#### 【権利擁護業務】

- 成年後見人制度や日常生活自立支援事業を必要とする方が、活用できるよう普及啓発を行います。
- 高齢者虐待が発生した場合には、燕市の高齢者虐待対応マニュアルに沿って迅速に対応し、解決に向けて支援します。
- 高齢者虐待の早期発見、早期対応を行うために、自治会長や民生委員、専門職種などパンフレットを用いて啓発活動をおこないます。
- 経済的問題や複合問題世帯など、複雑化する問題に対して関係する機関と連携を図り、解決に向けて支援します。
- 高齢者の消費者被害を予防するために、実際の詐欺事例をもとに普及啓発を行います。
- 初期集中支援チームの活動につながるよう、チームの目的や役割、実際の相談内容を地域の方や専門職に伝えていきます。

#### 【包括的・継続的ケアマネジメント業務】

- コロナ禍においても、オンラインの活用や書面等を工夫しながら、地域ケア会議の開催に取り組みます。
- 地域ケア個別会議やさわたり圏域の地域ケア会議を通し、地域住民や関係機関の方々と地域の課題を共有し、解決に向けて取り組みます。
- 圏域の介護支援専門員との情報交換を通してニーズを把握し、多様な関係機関との意見交換等の機会を作ります。また、介護支援専門員が抱える課題や地域の課題を共有し、介護支援専門員としての取り組みを支援します。
- 介護支援専門員等の実践力の向上に向けて、燕市ケアプラン点検事業に参画します。

#### 【介護予防ケアマネジメント業務】

- 事業対象者・要支援者に対して、個々の生活課題に向き合い、身体機能の改善だけではなく、家庭や地域での役割、趣味活動が継続できるような視点でのアセスメントを行い、介護予防サービス・支援計画書を作成します。
- 介護保険サービス以外の地域の様々な資源も紹介し、自ら必要な支援を選択できるように支援します。
- 入院などがきっかけで一時的にADLやIADLが低下している人を対象に、短期集中型で心身機能の維持向上が図れるよう、短期集中型サービスCを紹介し支援します。
- 介護予防が図れる支援を行うために、燕市健康づくり課保健師や社会福祉協議会介護予防担当者、他圏域包括保健師と介護予防の取り組みを共有します。
- サロンや介護予防自主グループの活動状況やニーズについて情報収集を行い、地域の介護予防の拠点として継続できるように支援します。

## 令和4年度 燕市地域包括支援センターさわたり年間事業計画

	包括主催の会議・研修等	随時参加の会議等
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新体制ポスター</li> <li>・チラシを各所に郵送または持参</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燕市地域支援事業全体会</li> <li>・燕市介護支援専門員情報交換会</li> <li>・燕市地域ケア推進会議 年2回</li> <li>・燕市認知症支援部会</li> <li>・燕市在宅医療介護連携推進部会</li> <li>・燕市総合事業部会</li> <li>・燕市地域包括支援センター管理者等会議</li> <li>・ // 主任介護支援専門員部会</li> <li>・ // 社会福祉士部会</li> <li>・ // 保健師・看護師部会</li> <li>・ // 地域ケア会議部会</li> <li>・ // 認知症初期集中支援チーム員会議</li> <li>・燕第1地区民生委員児童委員協議会定例会</li> <li>・燕第2地区 //</li> <li>・燕第4地区 //</li> <li>・燕・弥彦入退院連携協議会</li> <li>・燕・弥彦入退院連携協議会</li> <li>・けんおう入退院連携協議会</li> <li>・ときわ燕運営推進会議</li> <li>・グループホーム仲町運営推進会議</li> <li>・リハビリ・ホームひだまり運営推進会議</li> <li>・生活支援ハウス分水こでまり入所判定会議</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシを各所に郵送または持参</li> <li>・さわたり圏域居宅介護支援事業所情報交換会</li> </ul>	
6月		
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さわたり圏域地域ケア会議</li> </ul>	
8月		
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別地域個別会議</li> </ul>	
10月		
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別地域個別会議</li> </ul>	
12月		
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さわたり圏域地域ケア会議</li> </ul>	
2月		
3月		

## 令和 4年度 燕市吉田地区地域包括支援センター 事業計画

吉田地区にお住いの高齢者等が、いつまでも住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を送ることができるよう、介護、医療、福祉など様々な面から総合的に支え、一緒に考える、公正・中立な立場の相談窓口として、燕市地域包括支援センター事業方針に基づき、以下の事業を実施します。

### ◎最重点目標

新型コロナ感染の影響でフレイル状態の高齢者が増えているため、フレイル予防と状態悪化者への介護予防を実施し、フレイル該当者の減少を図ります。

(目標に定めた経緯)

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、高齢者も感染予防のために活動の制限や自粛をするようになりました。外出の機会が減り、運動不足や社会交流の機会の減少により、身体機能や認知機能の低下や精神状態の悪化が見られるケースの相談が多く寄せられるようになりました。新型コロナウイルス感染症の収束はまだまだ時間がかかることが予測され、高齢者のフレイル予防と介護予防を実施し、フレイル該当者の減少を図り、元気でいきいきと生活できるような地域づくりを目指したいと考えました。

○保健師が中心となって吉田地区の現状把握を行います。

#### ■フレイルチェック実施

◇方法:イレブンチェック(「栄養」、「口腔」、「運動」、「社会性・こころ」と分類された 11 の質問に「はい」「いいえ」で答えるチェック方法)

◇対象者:全サロン、サービスB事業所、総合相談に来た人

◇生活支援コーディネーターと協同で実施

#### ■集計と分析

■保健センター、生活支援コーディネーターとの介護予防に関する情報交換会

■実践内容の検討

■タイプ別フレイル予防対策の提案

■周知用媒体の作成(チラシ等)

○保健師が中心となって「フレイル」と「フレイル予防」についての正しい理解の促進を図ります。

■地域向けの正しい知識普及のための研修会開催

■サロン等対象としたミニ講座開催

■情報紙(チラシ)を作成・設置場所の検討、配布

### 1. 重点目標

#### ①包括的支援事業

【総合相談支援業務】

- ・高齢者等の相談に対し、ワンストップで関係機関につなげ、懇切丁寧にサービスを提供していきます。
- ・柔軟にサービスを提供し、一度相談に来られた高齢者等をスムーズに関係機関等につないでいくとともに、高齢者等にわかりやすい対応に努めます。
- ・独居高齢者や高齢世帯については、訪問することにより生活実態を把握し、生活上の困難な問題に関して相談に応じていきます。

#### 【権利擁護業務】

- ・高齢者等が尊厳ある暮らしを続けるために、高齢者等の生命を護るというだけでなく、個人として尊重や幸福追求権の保障をも視野に入れた人権救済や保護を目指します。
- ・権利侵害の早期発見のため、ネットワークの構築、強化に努めます。

#### 【包括的・継続的ケアマネジメント業務】

- ・地域における多職種、さまざまな取り組み等の『地域の力』と連携し、事業を運営していきます。
- ・地域に存在するフォーマルなサービスだけでなく、インフォーマルなサービスも理解した上で、それらの資源を統合し、「地域包括ケア」を推進、その実現を目指していきます。

#### 【介護予防ケアマネジメント業務】

- ・地域における多職種、さまざまな取り組み等の『地域の力』と十分に連携し、事業を運営していきます。
- ・地域に存在するフォーマルなサービスだけでなく、インフォーマルなサービスも理解した上で、それらの資源を統合し、「地域包括ケア」を推進、その実現を目指していきます。

### ②指定介護予防支援事業

- ・「できるだけ介護状態にならないように」という介護予防に着目しながら、ご利用者の意思を尊重し、サービスを選択できるよう自立支援に取り組んでいきます。
- ・自立にむけた目標達成のために、ご利用者が自らサービスを理解し、選択できるよう支援を行います。

## 2. 具体的取り組み

### ①包括的支援事業

#### 【総合相談支援業務】

- ・地域社会資源の把握・情報提供のため、地域のネットワークとの連携を深めます。
  - 民協定例会参加と民生委員との勉強会
  - 地域の集会・サロン・健康相談会・イベント等に参加
  - 認知症についての理解を深めるための啓発活動
  - 地域支え合い活動、体制づくりについて、生活支援コーディネーターと連携
- ・「高齢者の暮らしの無料相談所」「地域の総合相談窓口」としてセンターの認知度を上げるためPRに取り組めます。
  - 各種イベント、集まり等におけるチラシ、パンフレット配布等のPR、情報提供

・独居高齢者や高齢世帯については、要支援認定によりかかわりが必要になった方や地域のサービス事業者、民生委員等や地域住民からの相談や本人、家族から相談があったケースに対して訪問し、健康状態や生活実態を把握し、生活上の困難な問題に関して相談に応じ、適切なサービスや関係機関につないでいきます。

#### 【権利擁護業務】

- ・虐待対応等のため老人福祉施設等への措置が必要な場合、早期に市と連携し支援します。
- ・困難事例(重層的課題がある、支援拒否、既存のサービスでは適切なものがない等)への対応を行います。
- ・成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及啓発や、適正な利用に向けた支援に努めます。
- ・高齢者虐待の相談窓口のPRや高齢者虐待防止の啓発を行い、高齢者虐待の早期発見、予防に努めます。
- ・高齢者虐待が発生した場合には、マニュアルに則して迅速に虐待対応協力機関としての虐待対応を行い、早期解決に向けて支援を行います。
- ・権利侵害の早期発見のため、ネットワークの構築、強化に努めます。
- ・消費者被害防止のPR・広報活動を行います。消費者被害が発生した場合、迅速に行政、警察、消費生活センター等と連携を図ります。
- ・認知症に関する知識を普及し、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを行います。
- ・認知症初期集中支援チームにおいて、チーム員として効果的な運営への取り組みを行います。
- ・認知症サポーター養成講座や、地域住民主体の声掛け、搜索訓練が実施できるよう、地域住民が主体である機運の醸成を図ります。

#### 【包括的・継続的ケアマネジメント業務】

- ・包括的・継続的なケア体制の構築のため、関係機関との協働、連携体制を整えます。
- ・情報交換会、事例検討会等を開催し、介護支援専門員と共にケアマネジメント力を研鑽します。
- ・地域における介護支援専門員のネットワークの充実を図るために、民生委員との連携やサポート等を行います。民生委員との報交換会を開催します。
- ・日常的に介護支援専門員の支援困難事例等の相談を受け付け、支援の方策について共に考えます。必要に応じて地域ケア個別会議を行います。
- ・介護支援専門員等の更なる質の向上を目標に、燕市ケアプラン点検事業に参加します。
- ・再委託先の介護支援専門員との連携を深め、介護予防支援計画作成等に必要な視点を共に考え、ケアマネジメント力を培います。

#### 【介護予防ケアマネジメント業務】

- ・介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントを適切に行います。
- ・総合事業対象者に対する介護予防事業や予防給付のケアマネジメントを適切に行います。
- ・燕市総合事業短期集中型通所サービスの周知に努め、ご利用者の状況に合わせた個別サービスが提供されるよう支援します。
- ・燕市総合事業短期集中型通所サービス修了者のフォローを確実にを行います。
- ・生活支援サービス提供のための体制整備の推進のため、保健センター、生活支援コーディネーターと連携し、地域の状況把握します。
- ・高齢者向けの教室等の調査、把握とそれら情報の整理を行い、必要時に情報提供を実施します。

#### ②指定介護予防支援業務

- ・介護予防に関する社会資源の活用や構築のためにCSWと連携し、地域資源、インフォーマル支援の把握や情報提供を行います。
- ・高齢者向けの教室等の調査、把握と情報の整理を行い、必要時に情報提供を実施します。
- ・事業対象者に対する介護予防ケアマネジメントを実施
- ・要支援認定者に対する予防給付ケアマネジメントや介護予防ケアマネジメントを実施し、指定居宅介護支援事業所に再委託する場合は、必要な助言や支援を行います。

令和4年度 燕市吉田地区地域包括支援センター年間事業計画

	包括主催の会議・研修等	随時参加の会議等
4月	・吉田地区ケアマネ情報交換会 ・新体制チラシ等の作成	・燕市地域支援事業全大会 ・燕市介護支援専門員情報交換会 ・燕市地域ケア推進会議 年2回
5月	・サービス B、サロン等への訪問、 包括のPR活動	・燕市認知症支援部会 ・燕市在宅医療介護連携推進部会 ・燕市総合事業部会
6月	・定例個別地域ケア会議	・燕市地域包括支援センター管理者部会 ・ // 主任介護支援専門員部会
7月	・吉田圏域地域ケア会議 ・サービス B、サロン等への訪問、 PR活動(フレイル予防)	・ // 社会福祉士部会 ・ // 保健師・看護師部会 ・ // 地域ケア会議部会 ・ // 認知症初期集中支援チーム員会議
8月	・定例個別地域ケア会議	・民生委員の部会の勉強会 ・小規模多機能さわらび運営推進会議
9月	・サービス B、サロン等への訪問、 PR活動(フレイル予防)	・小規模多機能あさひ運営推進会議 ・小規模多機能みなみよした運営推進会議 ・小規模多機能長善のさと運営推進会議
10月	・定例個別地域ケア会議	・生活困窮者支援調整会議 ・生活支援ハウス分水こでまり入居判定会議
11月	・サービス B、サロン等への訪問、 包括のPR活動 ・民生委員とケアマネの情報交換会	・吉田圏域支え合い活動推進会議 ・北地区支え合い活動推進委員会 ・吉田地区支え合い活動推進委員会
12月	・定例個別地域ケア会議	・南吉田地区支え合い活動推進委員会 ・粟生津地区支え合い活動推進委員会
1月	・吉田圏域地域ケア会議 ・サービス B、サロン等への訪問、 PR活動(フレイル予防)	
2月	・定例個別地域ケア会議	
3月	・サービス B、サロン等への訪問、 包括のPR活動(フレイル予防)	

## 令和4年度 燕市分水地区地域包括支援センター 事業計画

分水地区にお住いの方々が、住み慣れた地域でいつまでも健やかな生活を送れるよう、介護、福祉、健康、医療、権利擁護など、様々な面から総合的に支え、ともに考える、公正・中立な相談窓口として、燕市地域包括支援センター事業方針に基づき、以下の事業を実施します。

### <最重点目標>

救急時の体制について、ご本人の意向を確認しながら、家族、地域住民、医療関係者と連携を図り、迅速に医療につながるよう支援します。

#### (目標に定めた経緯)

令和2年度下半期の圏域地域ケア会議から、当地域の問題として救急車に同乗できる人がいないと必要な医療につながるまでに2時間も3時間も時間を要す事例が散見されました。この問題を令和3年度に引き継ぎ、圏域地域ケア会議(書面)にて実態を把握し、地域の方々、サービス事業所、介護支援専門員等と意見交換しながら、知恵を出し合い、救急車が到着して走り出すまでの時間を少しでも短縮できるよう、検討を重ねてきました。生活支援コーディネーターや燕・弥彦医療介護センターとも問題を共有し、市役所をはじめ医療機関や消防署、市民に向けて各所でできることを話し合い、救急に関する懇談会も開催していただきました。しかしながら、現状は何ら変わっていません。

そのような中でも、地域包括支援センターとしてできることを考え、令和3年度後半は、そうしたリスクを抱える人々の救急時の体制について、一例ずつ順次個別地域ケア会議を開催し、方策を検討してまいりました。その過程で医療機関側から同乗者がいなくても、本人に代わって治療の方向性を話し合える人の存在の有無がわかること、いない場合は、本人の治療に関する意思が書面で確認できるものを携行すれば受け入れやすいこと、などの助言をいただき、令和3年度末「もしもの時の意思確認シート」(試行版)を作成しました。令和4年度はこれを運用し、改良を重ねながら、地域住民が速やかに必要な医療につながることを引き続き目指します。

### i. 重点目標

#### ①包括的支援事業

##### 【総合相談支援業務】

- 公式 LINE を運用し、地域住民の方がいつでも相談ができる体制を整えます。
- 支援を必要としている方が適切なケアを受けることができるようアウトリーチを基本とし、自らの力で解決していけるように伴走します。

#### 【権利擁護業務】

- ・高齢者の方が尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるように、成年後見制度の普及啓発や、適正な利用に向けた支援に力を入れます。

#### 【包括的・継続的ケアマネジメント支援業務】

- ・高齢者の個別課題の解決のために、会議の内容に応じた関係者を招集し、定例のみならず随時必要に応じて地域ケア個別会議を開催することで、5つの機能（個別課題解決機能・ネットワーク構築機能・地域課題発見機能・社会資源開発機能・政策提言機能）を果たします。

#### 【介護予防ケアマネジメント業務】

- ・with コロナ時代において、住民の皆さんの介護予防に対しての様々な方針に寄り添い、個別支援や集団支援を行っていきます。

### ②指定介護予防支援事業

- ・介護予防ケアマネジメントも含め、災害時の対応を介護予防サービス支援計画書（ケアプラン）に反映します。
- ・救急時の体制について、ご本人の意向を確認しながら、家族、地域住民、医療関係者と連携を図り、迅速に医療につながるように支援します。

### ③認知症総合支援事業

- ・チームオレンジの立ち上げに向けた活動に積極的に関わります。
- ・児童や生徒、地域に住まわれる様々な年代や、企業・団体などに期待することを考えた、重層的・循環的な認知症サポーター養成講座を検討します。（可能であれば開催）
- ・コロナ禍での開催を意識した認知症の人の見守り・声かけ訓練、体験会を検討するなど、安心して外出できる取り組みを検討していきます。

#### ii. 具体的取り組み

##### ①包括的支援事業

#### 【総合相談支援業務】

- ・地域住民からの相談をワンストップで受け止め、問題解決に向けて適切な機関や制度につなげます。
- ・大まかな地区担当制を継続して、地域住民とつながる活動を通じてセンターのPRや顔

が見える関係をつくり、コロナ禍においても早期に相談がキャッチできる体制を作ります。

- 訪問による実態把握は、新型コロナウイルス感染防止のため、郵送でのお元気ですか訪問を取り入れ、体調の確認や緊急時の連絡先を把握します。併せて、包括支援センターのチラシを同封し周知を図ります。
- お元気ですか訪問の結果を踏まえて、分水地区の独居・高齢世帯の状況や、現状に応じた実態把握の方法などを検討していきます。
- 介護離職防止のための相談に応じることや、分水の介護者のつどいを通じて介護者同士がつながれる場のサポートを行います。
- 重層的体制整備事業が整っていくよう、包括として65歳未満の相談件数の根拠を示すなど行政に働きかけます。

#### 【権利擁護業務】

- 介護支援専門員、介護保険事業所、民生委員とのネットワークを活用して、燕市高齢者虐待防止マニュアルの再周知を行うとともに、地域住民への高齢者虐待防止の啓発をすることで高齢者虐待の早期発見、予防に努めます。高齢者虐待が発生した場合には、マニュアルに基づき迅速に対応を行い、解消に向けて支援を行います。
- 必要に応じて適切に老人福祉施設等への措置に向けて、行政と連携して支援を行います。
- 消費者被害防止のために、住民への啓発活動を行います。消費者被害が発生した場合は、行政・警察・消費生活センター等と連携を図り、解消に向けて支援を行います。
- 成年後見制度の普及啓発に向けて、各関係機関に周知を行います。
- 認知症などにより判断能力の低下がみられる場合、その他権利擁護を必要とする事例には、司法関係者等の協力を得るなどして、本人の意思決定を支援できるよう、多面的に支援策を検討します。その上で、日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用が必要な場合には、利用に向けての支援を行います。
- 認知症に関する知識の普及啓発に向けて認知症サポーター養成講座や地域住民が主体となって認知症の人の声掛け・搜索訓練を実施できるよう取り組みます。

#### 【包括的・継続的ケアマネジメント業務】

- 介護支援専門員が支援困難と感じる事柄について、相談を受け付けます。必要に応じて支援の方策について関係者を交えて地域ケア個別会議を開催し、ともに考えます。
- コロナ禍においても、感染対策を施し、地域にお住いの多様な支援者と地域ケア個別会議、分水圏域地域ケア会議を通し、「地域の課題」を共有します。多様な社会資源とつながります。
- 「地域の課題」は、十分な原因分析をしたうえで導き出す。そのために地域アセスメントを強化する。
- 多様な社会資源、住民の方々と協働体制を構築し、「地域の課題」に対応します。
- 介護支援専門員と民生委員との情報交換会を企画し、住み慣れた分水地区でいつまでも

健やかな暮らしを続けられるよう、社会資源マップの活用、メンテナンスを行います。

- 介護支援専門員等の実践力の向上に向けて、燕市ケアプラン点検事業に参画します。
- 介護支援専門員同士、ネットワークを構築できるよう、コロナ禍においてもリモート会議を開催し、介護支援専門員が抱える課題や地域の課題を共有、介護支援専門員としての取り組みを支援します。
- 精神疾患他医療とのかかわりが求められる方（若年層も含めて）について、保健センターの保健師をはじめ他機関多職種との情報交換の場を持つなどして、連携強化に努めます。

#### 【介護予防ケアマネジメント業務】

- 健康で自立した生活が送れるよう地域資源・インフォーマルサポートも活用し、生きがいや役割を見いだせるように支援します。
- 事業対象者や要支援者の状況にあったサービスが提供されるよう、介護予防サービス支援計画書（ケアプラン）を作成し、関係事業者との連絡調整を行い、より積極的な自立支援に取り組みます。
- 家庭や地域での役割を担って、いきいきと生活できるよう介護予防サービス支援計画書（ケアプラン）に位置付け、働きかけます。
- 燕市保健師と連携しながら、サロン、住民主体の通所サービス、一般介護予防事業の場において、新型コロナウイルス感染症禍であっても情報収集や実態の把握・ニーズの把握を行い、その場の活性化と地域の集える拠点となるよう働きかけます。
- 市役所保健師や他包括保健師と市内全域の介護予防の取り組みを共有し、統計等を比較検討し、地域のニーズに即したフレイル予防に取り組みます。

#### ②指定介護予防支援事業

- 要支援者の自立支援と重度化防止のためのサービスが提供されるよう、介護予防サービス支援計画書（ケアプラン）を作成し、医療・福祉など関係事業所との連絡調整を行います。
- 介護予防のための地域ケア個別会議を通じて、医療の専門職種と連携を図り、自立支援に資する介護予防サービス計画書を作成します。
- 介護予防のための地域ケア個別会議を通じて、医療の専門職種と連携を図り、自立支援に資する介護予防サービス計画書（ケアプラン）を作成します。
- 要支援状態にあっても、その状態が悪化しないよう、医療と連携して、有する能力に応じた尊厳ある自立した日常生活が営めるように支援します。

#### ③認知症総合支援事業

- モデルケースで得られた課題を考慮した、チームオレンジステップアップ研修を検討・

開催し、認知症の人が求める居場所や活動づくりを進めます。

- 感染防止策とリモートでの開催方法を考え、認知症サポーター養成講座を周知・開催します。認知症という病気の理解と共に、まずは認知症の方々の声を聴き、気持ちを理解して行くことの大切さを伝え、一緒に考え、行動できるサポーターを養成する講座を目指します。
- 初期集中支援チームについては、相談して良かったなど支援例をわかり易く見える化したパンフレットなどを活用し、地域へ広報していきます

# 令和4年度 燕市分水地区地域包括支援センター 年間計画

	包括主催の会議・研修等	随時参加の会議等
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随時個別地域ケア会議</li> <li>・分水の介護者のつどい（第三土曜日）</li> <li>・いきいきサロン訪問：一ノ山訪問</li> <li>・公式LINE PR活動</li> <li>・もしもの時の意思決定支援シート作成、試行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燕市地域支援事業全体会</li> <li>・燕市介護支援専門員情報交換会</li> <li>・燕市地域ケア推進会議 年2回</li> <li>・燕市認知症支援部会</li> <li>・燕市在宅医療介護連携推進部会</li> <li>・燕市総合事業部会</li> <li>・燕市地域包括支援センター管理者等会議</li> <li>・ // 主任介護支援専門員部会</li> <li>・ // 社会福祉士部会</li> <li>・ // 保健師・看護師部会</li> <li>・ // 地域ケア会議部会</li> <li>・ // 認知症初期集中支援チーム会議</li> <li>・分水地区民生児童委員協議会定例会</li> <li>・各種医療機関との連携会議</li> <li>・まちづくり協議会役員会議</li> <li>・はな広場運営推進会議</li> <li>・グループホーム我が家・縁運営推進会議</li> <li>・地域生活支援施設つどい運営推進会議</li> <li>・分水いちごの実運営推進会議</li> <li>・デイサービスセンター分水の里もみじ運営推進会議</li> <li>・生活支援ハウス分水こでまり入居判定会議</li> <li>・分水圏域支え合い活動推進会議</li> <li>・島上地区支え合い活動推進委員会</li> <li>・分水小学校区支え合い活動推進委員会</li> <li>・分水圏域内ふれあいサロン</li> <li>・燕市自立支援ケアプラン研修会 年2回</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例個別地域ケア会議</li> <li>・分水の介護者のつどい（第三土曜日）</li> <li>・お元気ですか訪問（実態把握訪問）概要確定</li> <li>・いきいきサロン訪問：分水学校町、分水桜町</li> <li>・消費者被害未然防止活動（公式LINE以後毎月）</li> </ul>	
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例個別地域ケア会議</li> <li>・分水の介護者のつどい（第三土曜日）</li> <li>・郵送でのお元気ですか訪問（実態把握）発送</li> <li>・いきいきサロン訪問：幕島、五千石</li> <li>・分水地区介護支援専門員情報交換会</li> <li>・燕市高齢者虐待防止マニュアル事業所説明訪問</li> </ul>	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分水圏域地域ケア会議</li> <li>・分水の介護者のつどい（第三土曜日）</li> <li>・いきいきサロン訪問：真木山、横田</li> <li>・成年後見制度医療機関へパンフレット郵送</li> <li>・高齢者虐待防止パンフレット民協で説明</li> </ul>	
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例個別地域ケア会議</li> <li>・民生委員と介護支援専門員との情報交換会</li> <li>・分水の介護者のつどい（第三土曜日）</li> <li>・いきいきサロン訪問：一ノ山、大川津</li> </ul>	
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PR活動：酒吞童子行列</li> <li>・分水地区民生委員と介護支援専門員の情報交換会</li> <li>・分水の介護者のつどい（第三土曜日）</li> </ul>	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例個別地域ケア会議</li> <li>・PR活動：軽トラ市出張相談</li> <li>・分水の介護者のつどい（第三土曜日）</li> <li>・いきいきサロン訪問：一ノ山、太田、下諏訪</li> </ul>	
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の人への声掛け・搜索訓練</li> <li>・分水の介護者のつどい（第三土曜日）</li> <li>・いきいきサロン訪問：下佐善、熊森</li> <li>・分水小学校認知症の人の声掛け訓練開催支援</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例個別地域ケア会議</li> <li>・分水の介護者のつどい（第三土曜日）</li> <li>・いきいきサロン訪問：長辰、渡部</li> </ul>	
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分水圏域地域ケア会議</li> <li>・分水の介護者のつどい（第三土曜日）</li> <li>・いきいきサロン訪問：笈ヶ島、野中才、砂子塚</li> </ul>	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例個別地域ケア会議</li> <li>・分水の介護者のつどい（第三土曜日）</li> <li>・いきいきサロン訪問：中諏訪、旭町</li> </ul>	
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分水の介護者のつどい（第三土曜日）</li> <li>・いきいきサロン訪問：東学校町、上諏訪、文京町、向陽</li> <li>・分水高校認知症サポーター養成講座開催</li> </ul>	

## 燕市総合事業サービスコード表の変更について

令和4年10月1日から、総合事業サービスコード表のA3をA2に、A7をA6に変更いたします。理由は以下のとおりです。

令和4年度10月1日から、新たに「介護職員等ベースアップ等支援加算」が創設され、現在のサービスコード表に新しい加算のコードを追加する必要があります。

### 【現在のコード表のまま新しい加算を追加した場合】

サービスコード表	サービス種類	9月までのコード数	10月からのコード数
A2	訪問型サービス(国基準)	28	29
A3	訪問型サービス(基準緩和)	408	471
A6	通所型サービス(国基準)	52	53
A7	通所型サービス(基準緩和)	414	468

これまでA3とA7は、コード数が非常に多く、報酬改定の際にエラーが出て事業所の請求業務に支障をきたすことがありました。

### 【A3→A2、A7→A6に変更して新しい加算を追加した場合】

サービスコード表	サービス種類	10月からのコード数
A2	訪問型サービス(国基準)	29
A2	訪問型サービス(基準緩和)	18
A6	通所型サービス(国基準)	53
A6	通所型サービス(基準緩和)	34

コード数が少なくなることで、報酬改定時のコード表作成業務が容易となり、エラーの可能性も少なくなります。事業所と保険者双方にメリットがあると考えます。

現在A3、A7を使用している燕市内の事業所には、表を変更することについて説明し了解を得ています。表の変更に伴い、事業所が請求に使用する4桁のコードは変更になりますが、介護報酬は変更ありません。

燕市総合事業サービスコード表の変更によって、事業所からは、新しい「燕市介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(体制届)」を提出していただきます。「介護職員等ベースアップ等支援加算」を算定される事業所は、その手続きと一緒に構いません。提出期限は8月31日です。

燕市介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

所在地:

届出者 名称:

(開設者) 代表者の職・氏名:

提出担当者	連絡先TEL		FAX	
	氏名			

サービス種類		新規・変更の別	
事業所名		1 新規	2 変更
事業所番号		年	月 日から適用
社会福祉法人軽減事業実施の有無			1 なし 2 あり

次の区分に該当するものとして、届け出ます。

提供サービス	届出の内容					変更	LIFE への登録	変更	割引	変更
	その他該当する体制等									
A2 基準型訪問サービス□	特別地域加算	1 なし	2 あり				1 なし		1 なし	
	中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	1 非該当	2 該当				2 あり		2 あり	
	中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	1 非該当	2 該当							
	介護職員処遇改善加算	1 なし	6 加算Ⅰ	5 加算Ⅱ	2 加算Ⅲ					
	介護職員等特定処遇改善加算	1 なし	2 加算Ⅰ	3 加算Ⅱ						
	介護職員等ベースアップ等支援加算	1 なし	2 あり							
A2 緩和型訪問サービス□	特別地域加算	1 なし	2 あり				1 なし		1 なし	
	中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	1 非該当	2 該当				2 あり		2 あり	
	中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	1 非該当	2 該当							
	介護職員処遇改善加算	1 なし	6 加算Ⅰ	5 加算Ⅱ	2 加算Ⅲ					
	介護職員等特定処遇改善加算	1 なし	2 加算Ⅰ	3 加算Ⅱ						
	介護職員等ベースアップ等支援加算	1 なし	2 あり							
A6 基準型通所サービス□	職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 看護職員	3 介護職員			1 なし		1 なし	
	若年性認知症利用者受入加算	1 なし	2 あり				2 あり		2 あり	
	生活機能向上グループ活動加算	1 なし	2 あり							
	運動器機能向上体制	1 なし	2 あり							
	栄養アセスメント・栄養改善体制	1 なし	2 あり							
	口腔機能向上加算	1 なし	2 あり							
	選択的サービス複数実施加算	1 なし	2 あり							
	事業所評価加算(申出)の有無	1 なし	2 あり							
	サービス提供体制強化加算	1 なし	5 加算Ⅰ	4 加算Ⅱ	6 加算Ⅲ					
	生活機能向上連携加算	1 なし	3 加算Ⅰ	2 加算Ⅱ						
	科学的介護推進体制加算	1 なし	2 あり							
	介護職員処遇改善加算	1 なし	6 加算Ⅰ	5 加算Ⅱ	2 加算Ⅲ					
	介護職員等特定処遇改善加算	1 なし	2 加算Ⅰ	3 加算Ⅱ						
介護職員等ベースアップ等支援加算	1 なし	2 あり								
A6 緩和型通所サービス□	職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 看護職員	3 介護職員			1 なし		1 なし	
	運動器機能向上体制	1 なし	2 あり				2 あり		2 あり	
	事業所評価加算(申出)の有無	1 なし	2 あり							
	サービス提供体制強化加算	1 なし	5 加算Ⅰ	4 加算Ⅱ	6 加算Ⅲ					
	介護職員処遇改善加算	1 なし	6 加算Ⅰ	5 加算Ⅱ	2 加算Ⅲ					
	介護職員等特定処遇改善加算	1 なし	2 加算Ⅰ	3 加算Ⅱ						
介護職員等ベースアップ等支援加算	1 なし	2 あり								

## 新型コロナウイルス感染症の影響による 国民健康保険税及び介護保険料の減免について

### 1. 趣旨

令和2年度及び3年度において、国の基準に基づき減免規程を整備した上で、全額を国の財政支援により、国民健康保険税及び介護保険料の減免を行いました。

令和4年度においては、国の財政支援が4割に減額される見込みですが、市が残りの6割を負担した上で、昨年度同様に国民健康保険税及び介護保険料の減免を行います。

※ 令和3年度は、当初国の財政支援は4割の見込みでしたが、令和3年11月に通知があり、国の財政支援は10割となりました。

### 2. 減免基準の内容

#### ① 国民健康保険税

##### ・対象世帯

新型コロナウイルス感染症の影響により、次のア又はイに該当する世帯

ア. 世帯の主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯

イ. 世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、下記要件の全てに該当する世帯

(1) 事業収入等いずれかの減少額が前年のその収入の3割以上

(2) 前年の合計所得金額が1,000万円以下

(3) 減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

注 (1)～(3)はすべて世帯の主たる生計維持者

##### ・減免額

アの場合 全額免除

イの場合 対象となる保険税額 (A × B ÷ C) × 減免割合※1

A : 世帯全体の国民健康保険税額

B : 世帯の主たる生計維持者の減少見込みの事業収入等に係る前年の所得額

C : 世帯主及び被保険者の前年の合計所得金額

※1 《減免割合》

前年の合計 所得金額	300万円 以下	400万円 以下	550万円 以下	750万円 以下	1,000万円 以下
減免割合	100%	80%	60%	40%	20%

注 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全部を免除。

## ② 介護保険料

### ・対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により、次のア又はイに該当する第1号被保険者

ア. 世帯の主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者

イ. 世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、下記要件の全てに該当する第1号被保険者

(1) 事業収入等いずれかの減少額が前年のその収入の3割以上

(2) 減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

注 (1)及び(2)はいずれも世帯の主たる生計維持者

### ・減免額

アの場合 全額免除

イの場合 対象となる保険料額 (A × B ÷ C) × 減免割合※2

A : 第1号被保険者の保険料額

B : 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

C : 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

※2 《減免割合》

前年の合計所得金額	210万円以下	210万円超
減免割合	100%	80%

注 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を免除。

## 3. 令和2年度、3年度実績に基づく令和4年度の市負担見込み

・減免額については、その4割を国が財政支援する予定です。

(千円)

項目	令和2年度減免実績				令和3年度減免実績				令和4年度見込		
	件数	減免額	うち 国負担	うち 市負担	件数	減免額	うち 国負担	うち 市負担	減免額	うち 国負担	うち 市負担
国民健康保険税	66件	12,185	12,185	0	23	3,538	3,538	0	3,538	1,415	2,123
介護保険料	65件	4,472	4,472	0	21	1,271	1,271	0	1,271	508	763
合計		16,657	16,657	0		4,809	4,809	0	4,809	1,923	2,886

#### 4. 対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

#### 5. 減免申請の受付

令和4年7月14日から受付します。

#### 6. 周知の方法

- ・7月14日に発送する納税(納入)通知書に、減免についてのお知らせを同封します。
- ・市ホームページへの掲載、広報つばめ7月1日号へ掲載します。

# 介護保険第一号被保険者の皆様へ

## 新型コロナウイルス感染症の影響により

次の①又は②に該当する方は、**保険料が減免**となります。

①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った第一号被保険者

⇒ **保険料を全額免除**

②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の要件に該当する第一号被保険者

⇒ **保険料の全部又は一部を減額**

【②の要件】 次の（１）及び（２）の両方に該当する方

世帯の主たる生計維持者について

（１）事業収入や給与収入など、種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること

（２）収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

【②の減免額の算定】

減免額は、減免対象保険料額（ $A \times B \div C$ ）に減免割合（D）をかけた金額です。

**減免対象の保険料額（ $A \times B \div C$ ）**

A: 第一号被保険者の保険料額

B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額

C: 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

**世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額に応じた減免割合（D）**

210万円以下の場合：全部(10分の10)

210万円を超える場合：10分の8

※世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を免除。

### ●申請に必要なもの

- ・ 介護保険料減免申請書
  - ・ 収入状況申告書
  - ・ 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）
  - ・ 納税通知書
  - ・ 収入減少を証明できる書類（給与明細書、収支台帳）
- 申請場所にあります。  
※燕市ホームページからも入手可能。

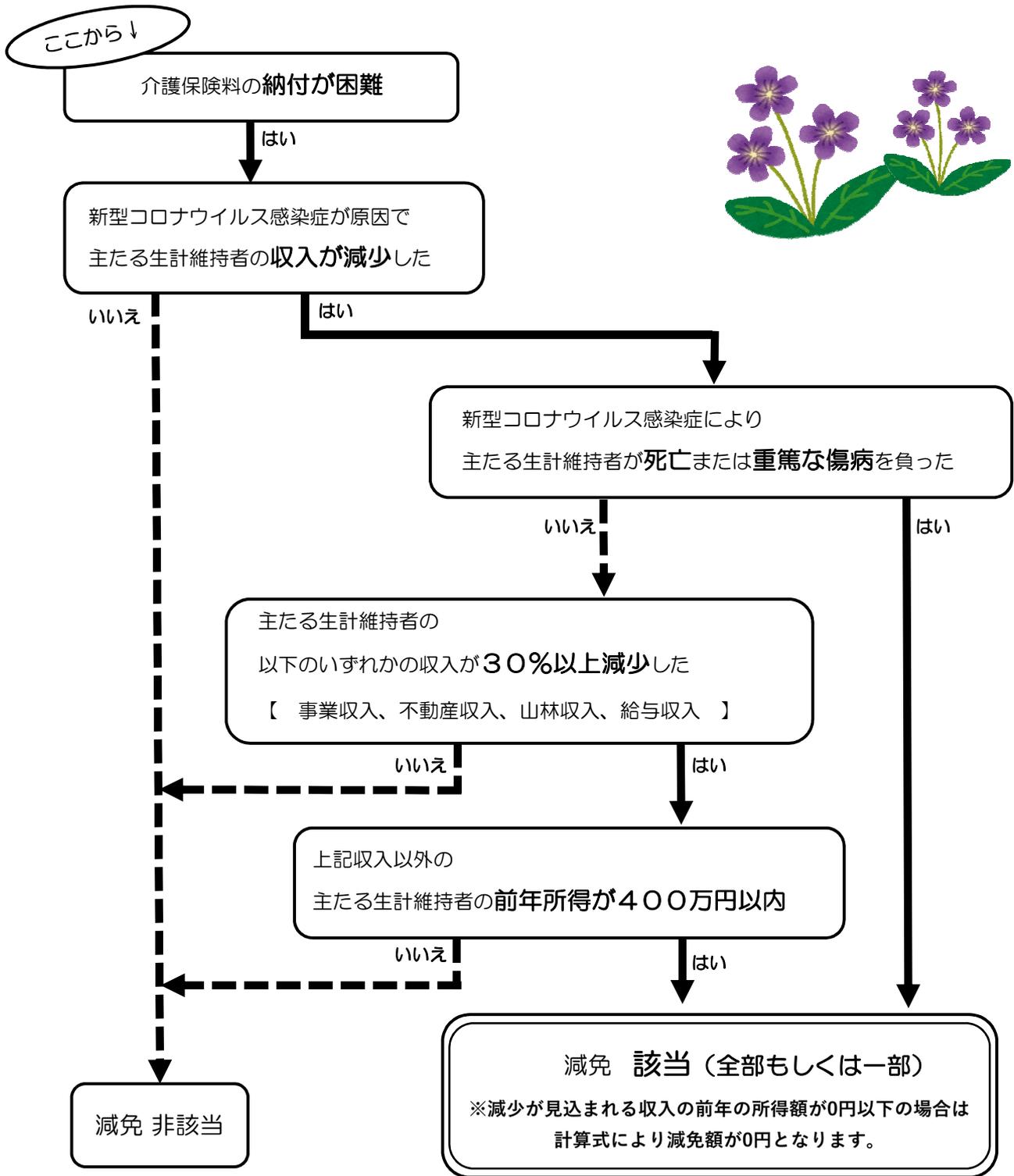
【申請場所・お問い合わせ先】

燕市役所 税務課 市民税2係（2階6番窓口）

電話：0256-77-8144（直通）※受付は開庁日8:30～17:15

期限 令和5年3月31日まで ※申請はお早めをお願いします。

# 介護保険料減免（新型コロナウイルス感染症関係） 簡易判定フローチャート



保険料の減免を受けるには、申請が必要です。

※ 詳細については、下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

燕市役所 税務課 市民税2係（2階6番窓口）

電話：0256-77-8144（直通）

## (5) その他

## ① 施設整備関係

## ・ 定員変更

○グループホームあさひ

令和4年4月1日 (定員 9名 → 11名)

## ・ 新規事業所指定

事業所名	デイサービス沢庵 (たくあん)
事業者	株式会社 中越建装
所在地	燕市分水大武1丁目3番16号
サービス種類	地域密着型通所介護 通所型サービス (独自)
介護保険事業所番号	1591300288
事業指定年月日	令和4年5月1日

## ・ 事業休止期間の延長

○生活トレーニングデイサービス なごみの歩

地域密着型通所介護

通所型サービス (独自)

休止予定期間 令和4年7月1日～令和4年12月31日

## ② 居宅介護支援事業所関係

## ・ 事業廃止

○ケアプランセンター仲町

※経営体制の強化のため、令和4年3月31日に廃止となりました。

## ③ 第9期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール

- ・厚生労働省から第9期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュールが示されました。  
(詳細は3ページの資料を参照)

## ④ 燕市介護・障がい福祉サービス事業所燃料費支援事業

- ・原油価格等の高騰に伴う車両燃料費の負担増加に対して、事業所の経済的負担の軽減を図るため、支援金を支給する新たな事業を創設いたしました。  
(詳細は4ページの「燕市報道資料」を参照)

⑤ 介護保険認定調査員の募集

- ・ 介護保険認定調査員（会計年度任用職員）募集を行っています。  
（詳細は5ページの「ホームページ資料」を参照）

⑥ 有償ボランティア活動事業「すけっとつばめ」

- ・ 令和4年6月1日より事業を開始しました。  
（詳細は6～7ページの資料を参照）

⑦ 介護の現場で働く人へのメッセージを募集

- ・ 寄せられたメッセージは介護職員等表彰式や市のホームページ等で紹介します。  
（詳細は8～9ページの資料を参照）

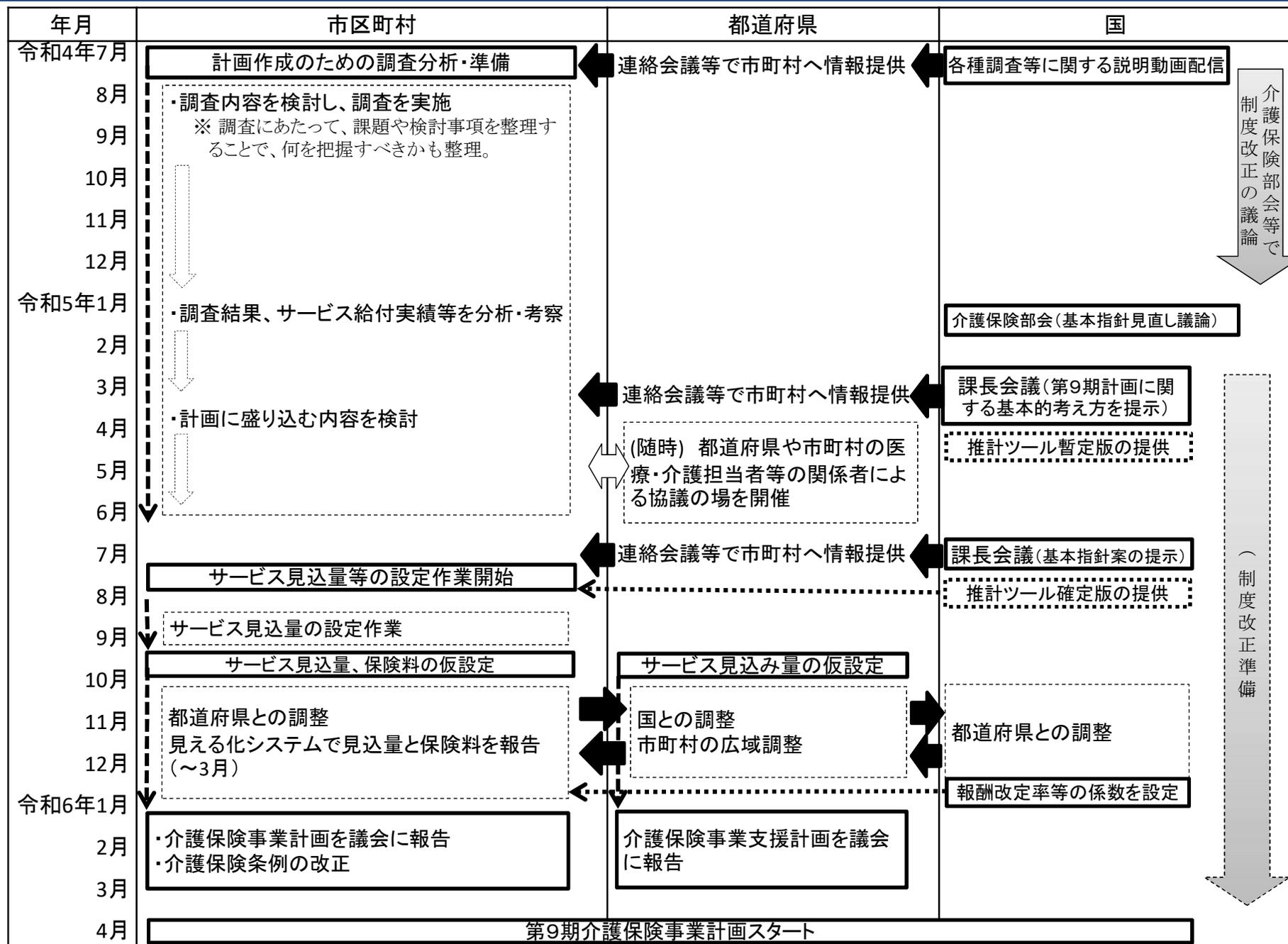
⑧ 介護の担い手研修

- ・ 9月27日、28日に開催予定です。  
（詳細は10～11ページの資料を参照）

⑨ 認知症サポーター養成講座

- ・ 8月23日に分水公民館で開催予定です。  
（詳細は12ページの資料を参照）

# 第9期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール(R4.7.29)



## 燕市独自の原油価格・物価高騰対策を実施

－ 国の臨時交付金を活用し、市民生活や経済活動を支えます －

燕市では、物価高騰等に伴う市民生活や経済活動への影響を踏まえ、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、燕市独自の各種緊急支援策を実施します。具体的には、水道料金を減免することで、市民生活や経済活動を広く下支えするとともに、公共交通事業者等への支援事業を実施し、物価高騰等の影響緩和に努めます。関連する予算案は6月定例会に上程します。

【緊急対策の全体像】 ※市独自事業は、黄色マーカー一部

〈生活困窮者等の支援〉	〈子育て世帯の支援〉	〈公共交通事業者等の支援〉	財源
住民税非課税世帯臨時 交付金等 <b>1.3 億円</b>	子育て世代臨時 交付金 <b>0.8 億円</b>		国庫補助金 2.1 億円
光熱水費等の負担軽減 <b>0.7 億円</b>	学校給食費等の 負担軽減 <b>0.2 億円</b>	車両燃料費の負担軽減 (タクシー・介護サービス・ 清掃車等) <b>0.1 億円</b>	臨時交付金 (物価高騰等分) 3.0 億円
～市民生活や経済活動の下支え～ 水道料金の負担軽減 <b>2.0 億円</b>			

【実施事業の概要】

- (1)市民生活や経済活動の下支え…水道料金の基本料金を、7月検針分から翌年2月検針分までの8か月間全額減免 204,300 千円
- (2)生活困窮者支援…住民税非課税世帯等に対し、一世帯あたり1万円の助成金を支給 66,000 千円
- (3)子育て世帯支援…小中学校・保育園等の給食費について、給食用食材の価格上昇に伴う保護者負担相当額を支援 18,300 千円
- (4)公共交通事業者等支援…市内公共交通や**福祉・介護サービス**、ごみ収集運搬等を担う**事業者に対し、業務車両の燃料費を支援** 12,150 千円

【その他】

- ・今回の関連予算案を6月定例会に上程予定

# 介護保険認定調査員（会計年度任用職員）を募集します

更新日：2022年07月27日

## 業務内容

要介護認定申請者のご自宅等を訪問して調査を実施し、調査票を作成する業務

## 資格要件・応募資格

次の要件をすべて満たす人

1. 普通自動車運転免許（AT限定可）を有する人
2. 保健、医療又は福祉に関する資格を有する人

## 勤務時間

原則月曜日から金曜日（週5日勤務。祝日、年末年始を除く）の9時から17時（うち休憩60分）。

（注釈）勤務日数や勤務時間は変更することもできますので、ご相談ください。

## 報酬・手当等

### 報酬

時給1,180円

### 通勤費

片道の通勤距離に応じて支給します。

（注釈）片道2キロメートル未満の場合や徒歩通勤の場合、支給はありません。

### 期末手当

支給要件を満たす場合、最大で年間2.45月分（任用初年度は最大で年間1.5925月分）を支給します。

### 加入する保険

社会保険・労働保険（雇用保険）・公務災害補償制度

## その他

1. 採用後1か月間は条件付採用期間となります。その期間を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。
2. 会計年度任用職員の募集・採用は、原則として毎年公募を行い、選考を行います。会計年度任用職員として採用された後、その勤務実績が良好であり、次年度に同じ職が設置される場合は公募によらず、再度任用されることがあります（公募によらない再度の任用は5年を超えることができません）。

## 申込方法

市販の履歴書（写真貼付）に必要な事項を記入の上、資格証の写し等を添付し下記提出先に持参又は郵送してください。その際、封筒の表面に「会計年度任用職員申込」と朱書きしてください。なお、提出していただいた書類は原則返却しません。

### 選考方法

面接（面接日については、応募者に後日連絡します）

## この記事に関するお問い合わせ先

健康福祉部 長寿福祉課 介護保険係

〒959-0295

## 利用会員を募集中！！

- 「誰かに手伝ってもらえれば何とかできるけど、ひとりだと難しい」「少し困ったことがある」等の困りごとがある方は、お気軽にご相談ください。
- 家事の手伝い、草むしり、除雪、買い物や通院の付き添い等の依頼を受け付けています。

**対象者**：燕市内在住で、困りごとやお手伝いをしてもらいたいことがある高齢者、障がいのある人等

## 協力会員を募集中！！

- 「ボランティアをしたことがない」「少し不安」という方も活動前研修等がありますので大丈夫です。「地域の力になりたい」「困っている人を助きたい」という方を募集しています。
- ご自身のできる範囲で活動することができます。
- 研修や活動を通して、地域の助け合い・支え合いをより深く学ぶことができます。

**対象者**：燕市内在住の18歳以上の人

**活動費**：活動時間に応じて受け取ることができます。  
(10分100円)

**活動時保険**：活動中に事故やケガを負った場合に備え、本会が加入します。

**地域の助け合い・支え合い活動に  
あなたの力をお貸しください！！**

お申し込み・お問い合わせ

社会福祉法人 燕市社会福祉協議会  
〒959-0231 燕市吉田日之出町1番1号  
TEL：0256-78-7866 FAX：0256-78-7088  
月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで  
土日祝及び年末年始（12月29日～1月3日）除く  
e-mail：chiiki@tbm-swc.jp

## 有償ボランティア活動事業 「すけっとつばめ」

令和4年6月1日（水）スタート



**利用者と協力者が  
お互いに会員となり助け合う事業です**

### 有償ボランティア活動事業とは？

暮らしのなかでちょっとした困りごとのある人（利用者）とちょっとしたことをお手伝いできる人（協力者）のご近所同士が会員となり、有償で助け合う活動を通じた、お互いさまの気持ちで支え合う地域づくりをめざしています。

～いつまでも住みなれた地域で  
その人らしく暮らしていける  
地域をめざします～

燕市社会福祉協議会 基本理念  
「地域が支えるその人らしい暮らし」をかなえるため  
に

社会福祉法人 燕市社会福祉協議会

令和4年5月23日版

## 「すけっとつばめ」事業概要

### ●対象者

- ・ 利用会員：日常生活において、困りごとがある燕市内在住の高齢者、障がいのある人 等
- ・ 協力会員：「地域の役に立ちたい」「困っている人を助けたい」という燕市内在住の18歳以上の人

### ●活動内容

利用会員の困りごとを、協力会員がお手伝いします。

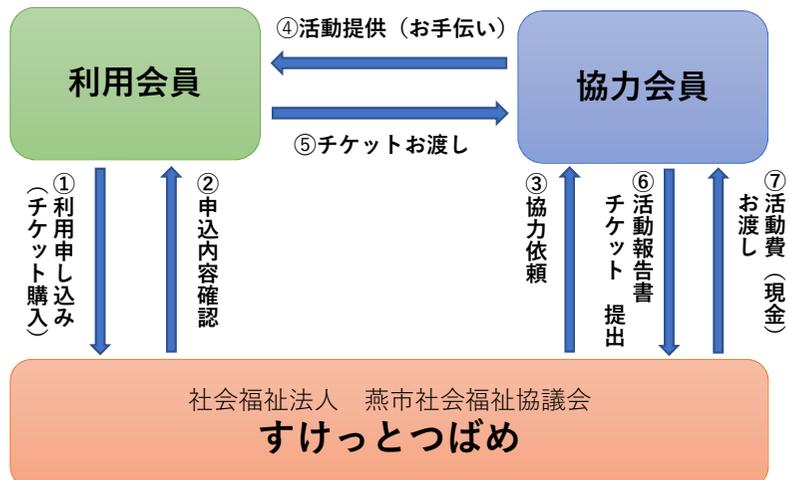
### ●活動日時（原則）

月曜日～金曜日（午前8時30分から午後5時00分まで）  
 土日祝、年末年始（12月29日～1月3日）除く  
 ※利用会員については1日2回、1回2時間まで利用可能

### ●利用料

10分100円  
 （チケット制。事前にチケットをご購入ください。）

## 活動の流れ



## 主な助け合い・支え合い活動例



家事の手伝い（掃除、洗濯、炊事、ゴミ出し等）



送迎支援（買い物や通院の付き添い等）



敷地内の環境整備（小範囲の草むしり、除雪、泥上げ等）



見守り（話し相手、安否確認等）



家屋等の小修繕（簡単な家具や家屋内外の修繕等）

### ★注意事項★

- ・ 専門の資格を有する活動や利用依頼（介護有資格による身体や入浴の介助等）
- ・ 危険を伴う活動や利用依頼（屋根の修繕、雪下ろし等）  
 上記のことはできませんのでご了承ください。
- ・ 利用依頼の内容に対して協力会員がない場合は、活動提供することができませんのでご了承ください。



# 介護の現場で働く人への 希望・感動・感謝の メッセージ大募集

日々介護の現場で奮闘されているスタッフの方々へ、  
感謝の気持ちや、励ましの声など、心温まるメッセージを  
ぜひお寄せください！

新型コロナウイルス  
感染拡大の中  
頑張っている方々に感謝！

一般的な介護の現場といえば、  
【3K】きつい・汚い・給料が安い  
のイメージがあります。

寄せられたメッセージは  
介護職員等表彰式や  
市のホームページ等で  
紹介します！

そこで燕市では

介護【新3K】として、

希望・感動・感謝 が

あふれる現場であることを伝えます

つばP隊長  
新3KのPR隊長として  
職員を応援します！



【応募締切り】 令和4年10月21日（金）  
【応募用紙】 長寿福祉課および燕市・弥彦村の介護施設等で配布しています。

- 【応募方法】
- ① 長寿福祉課窓口にてメッセージを記入する  
燕市役所1階：27～30番窓口
  - ② 燕市ホームページからメッセージを送る（9月上旬から受付可）
  - ③ 郵送・FAX・電子メールでメッセージを送る
    - ・〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田1934番地  
長寿福祉課 地域支援相談チーム
    - ・FAX：0256-77-8138
    - ・メール：choju@city.tsubame.lg.jp

【問い合わせ先】 燕市健康福祉部長寿福祉課 地域支援相談チーム  
TEL：0256-77-8157（直通）

# 燕市次世代を担うキャリアテン

## 希望・感動・感謝 メッセージ

2022



<応募者>

ご住所（任意）	お名前（ニックネーム可）

- ・いただいたメッセージは、市のホームページや冊子等に掲載する場合があります。
- ・掲載時は、メッセージのみ使用し、個人情報は公表いたしません。

直接メッセージを伝えたい方がいる場合は、以下にご記入ください。  
後日、メッセージをお届けいたします。（市内限定）

施設名（必須）	伝えたい方のお名前
	様



燕市

# 介護の担い手研修

この研修は…

生活支援型訪問サービス（サービスA）従事者や地域ボランティア等が、要支援者等に適切なサービスの提供ができるよう、必要な知識や技術を習得することを目的としています。

- ❀対象❀ ＊介護予防・生活支援サービスの事業所で働きたい方  
＊地域のお茶の間等での活動に活かしたい方



## ❀日時・会場・内容（詳しくは裏面）❀

R4 9/27 (火)	燕市中央公民館2階 第1会議室	午前 9:30～午後 3:30
9/28 (水)		午前 10:00～午後 3:30

❀申込期限❀ 9月20日(火)まで

❀参加費❀ 無 料

❀その他❀ 2日間の研修受講で、訪問サービスA事業所で従事する資格が得られます。

## ❀お申込み・お問い合わせ❀

研修内容の問い合わせ

燕市長寿福祉課地域支援相談チーム

TEL：0256-77-8157

FAX：0256-77-8138



## 令和4年度燕市介護の担い手研修 日程表

9月27日～28日

	講義内容	時間	講師
1日目 燕中央 公民館	開講前のお知らせ	9:30～9:35	長寿福祉課職員
	介護保険制度と総合事業の概要	9:35～9:50	長寿福祉課職員
	自己紹介と研修受講の意気込み	9:50～10:20	長寿福祉課職員
	住民主体の活動について	10:30～11:00	生活支援 コーディネーター
	ケアプランに基づいた自立を促す援助	11:10～12:00	地域包括支援センター 職員
	緊急時の対応	13:00～14:00	消防署
	認知症の理解 (認知症サポーター養成講座)	14:10～15:30	認知症地域支援推進員
2日目 燕中央 公民館	高齢者の特徴と接し方	10:00～11:00	地域包括支援センター 職員
	生活支援や基本的な介護技術の習得	11:10～12:00	社協ヘルパー
	サービス提供者としての基本的態度	13:00～13:50	社協ヘルパー
	介護予防の軽体操とレクリエーション ※動きやすい服装とタオル・水分(水・お茶など)・内履きをご用意ください	14:00～15:10	健康運動指導士
	修了証授与、アンケート記入	15:10～15:30	長寿福祉課職員

### 講座申込み書

- 下記申込みにご記入の上、FAXまたは、電話で燕市役所長寿福祉課地域支援相談チームまでお申込みください。お申込みの方にはお電話でご連絡いたします。

FAX0256-77-8138

ふりがな 氏名			
年齢	歳	性別	男・女
住所			
電話 (日中連絡の取れる番号)		FAX	

# あなたも

## R4年度

# 認知症サポーターに

# なりませんか？

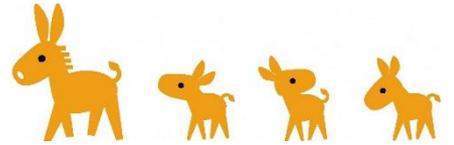


認知症サポーター養成講座のご案内

下記日程で認知症サポーター養成講座を開催します。

燕市在住・在学・在勤の方ならどなたでも受講できますので、ご希望の方は

燕市役所長寿福祉課（下記参照）まで、お申し込みください。



7月13日(水)17:30~19:00

燕市役所 101・102 会議室

定員 25人

7月31日(日)10:00~11:30

燕中央公民館 3階 中ホール

定員 25人

8月23日(火)13:30~15:00

分水公民館 3階 視聴覚室

定員 25人



受講された方へお渡しする  
オレンジリングと缶バッジです

### 認知症サポーターとは

認知症サポーターは、何か特別なことをする人ではありません。

認知症について正しく理解し、偏見を持たずに、認知症の人や家族を温かい目で見守る「応援者」です。

近所で気になる方がいたらさりげなく見守る、まちなかで困っている方がいたら手助けすることも立派な応援活動の一つです。

もっと認知症の方々とふれあいたい、一緒に何かをしたい、と思われる方は、ステップアップ講座の受講をお勧めします。詳しくは長寿福祉課までご連絡ください。

### 講座の内容

- ・認知症の基礎知識を学ぶ
- ・認知症の人や家族の気持ちの理解
- ・安心して認知症になれるまちづくり
- ・サポーターの役割 その他



### お申し込み・お問合せ



燕市役所 長寿福祉課

電話 0256-77-8157

お申し込みは、開催日の2日前までにお願いいたします